

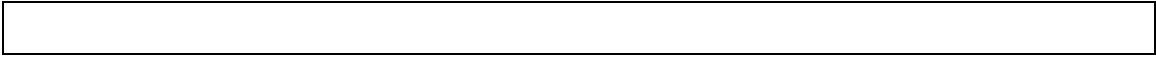
伊豆の国市入札監視委員会 令和4年度第2回定例会議の議事概要

開催日時	令和4年12月9日（金）14時00分から16時00分まで
開催場所	伊豆の国市役所本庁舎3階 第5会議室
出席委員	会長 蓼沼 智行（大学教員） 委員 大谷 良則（税理士） 杉山 成一（弁護士）
説明のため出席した職員	企画財政部財務課契約室 室長、外1名 教育部教育施設整備課 課長、外1名 都市整備部水道課 課長、外1名 都市整備部建設課 課長、外1名 都市整備部下水道課 課長 総務部危機管理課 係長
事務局	総務部行政経営課 課長、外1名
議題・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度上期 工事請負契約状況について（報告）</li> <li>・ 抽出事案の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 令和4年度 葦山中学校大規模改修事業 葦山中学校トイレ全面改修工事</li> <li>（2） 令和4年度 水道建設改良事業 第4配水池緊急遮断弁整備工事</li> <li>（3） 令和4年度 道路橋梁新設改良事業 大210号線改良工事</li> <li>（4） 令和4年度 公共下水道整備事業 長岡他污水管きよ更生工事</li> <li>（5） 令和4年度 行政無線維持管理事業 デジタル移動無線半固定局空中線修繕</li> </ul> </li> </ul>
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度上期 工事請負契約状況について（報告） 特になし</li> <li>・ 抽出事案の審議 別紙1のとおり</li> </ul>

## ・抽出事案の審議

(1) 令和4年度 葦山中学校大規模改修事業 葦山中学校トイレ全面改修工事	
質問	回答
<p>Q1</p> <p>設計価格は、入札公告書の「4 設計業務の受注者等」に記載されている業者で作成した設計価格となるか？</p>	<p>A1</p> <p>設計業務を委託した業者の設計を基に、市が精査し組んだ設計価格となる。</p>
<p>Q2</p> <p>落札業者の落札価格が他社の応札額と比較すると著しく低い。この業者の経営事項審査の資料を確認したところ、売上高に比べ経常利益が低いように感じる。この業者は、常に低い金額で落札している傾向があるか？</p>	<p>A2</p> <p>直近の落札案件は、令和3年度放課後児童教室施設維持補修事業 第2あすなろ館整備工事となる。予定価格375万円に対し、落札価格350万円であり、落札率93.33%となる。また、同規模程度の工事では、令和2年度大仁北小大規模改修事業 大仁北小学校トイレ全面改修工事となる。予定価格6,412万円に対し、落札価格5,910万円であり、落札率92.17%となっている。</p>
<p>Q3</p> <p>工事するトイレは何か所か？</p>	<p>A3</p> <p>1～4階の2棟があり、男女セットで8か所となる。</p>
<p>Q4</p> <p>予定価格約1億2,000万円に対し、9,000万円での落札となっている。調査基準価格を下回っていないので、問題なく施工できるという判断となったか？</p>	<p>A4</p> <p>施工可能ということで応札いただいております。調査基準価格を下回っていないため、問題なく施工できるという判断となった。</p>
<p>Q5</p>	<p>A5</p>

<p>落札業者のみ群を抜いて低い応札額である。調査基準価格を超えてはいるが、非常に近似している。この場合、どのような施工内容か個別の聞き取りは行うか？</p>	<p>調査基準価格を下回れば調査を実施するが、予定価格から調査基準価格の範囲内の応札額であれば、個別の聞き取り等を行うことはない。</p>
<p>Q6 抽出事案説明書では入札参加業者数は11者となっているが、入札結果表では8者の応札となっている。記載の誤りか？</p>	<p>A6 記載の誤りとなる。次回以降、言葉の定義を明確にし、資料作成する。</p>
<p>Q7 便器のメーカー等、市から指定するか？</p>	<p>A7 メーカー名を示し、同等品以上ということで表現している。</p>
<p>Q8 この応札額で利益が出るか？</p>	<p>A8 同社は、令和2年度には大仁北小学校のトイレ全面改修工事を請け負っている。その経験も踏まえ、今回、応札いただいたものと理解している。利益の確保に関しても、その算段がつき、契約に至ったものと捉えている。</p>
<p>Q9 大仁北小学校のトイレ全面改修工事に不具合はあったか？</p>	<p>A9 特にない。</p>
<p>Q10 不具合がなければ問題はないと思われる。</p>	<p>A10 承知した。</p>
<p><b>【審議結果】</b> 適正に処理されていることを確認した。</p>	



(2) 令和4年度 水道建設改良事業 第4配水池緊急遮断弁整備工事	
質問	回答
<p>Q1 入札参加資格において、水道施設工事の総合評点値P欄が700点以上の業者とあるが、落札業者は2022年5月決算時には700点を超えていない。入札に参加できるのか？</p>	<p>A1 本工事の入札参加資格確認申請時の資料では、700点を超えているため問題ない。</p>
<p>Q2 落札業者は、水道工事を請け負うことはあまりないのではないか？</p>	<p>A2 発注実績はある。</p>
<p>Q3 入札結果表を見ると全ての業者がかなり近い価格で応札している。伊豆の国市においてこういった傾向なのか？工事の内容から価格差があまりつかなく、本案件だけに限ったことなのか？</p>	<p>A3 業者も積算システムを使用しており、公共の単価、歩掛から、基本的な設計価格を算出できる。また、最近では入札後に公文書の開示請求により、金額が入った設計書を業者が取得するため、経費率も把握できている。こういったことから、多くの入札参加業者が近い応札額になっていると推測される。なお、本案件では緊急遮断弁の工事のため、緊急遮断弁をどこからかの見積りによっているため、そこで価格差が多少生じているのではないかと思われる。基本的には、水道工事に関して、設計価格に近い価格で応札される。  業者は土木工事においても水道工事においても、公共の単価、歩掛から見積価格を作成しているため、積算精度は高くなっている。そういった中で、落札率が高い案件は、現場条件や別工事との兼ね合い等の理由から業者側も積極的に落札にいていないと推測される。</p>

<p>Q4        応札しなかった場合、業者側に不利益はあるか？</p> <p>Q5        入札参加資格確認申請業者数が16者、入札参加業者数が6者ということは、10者辞退したということか？</p> <p>Q6        この工事の場所は、南江間のどこになるか？入札参加業者を見ると、落札業者だけが南江間に所在しているので、積極的に落札にいったのではないか？</p> <p>Q7        業者が積極的に落札にいかないことで危惧されることは、計画性がしっかりあるかということである。積極的になかった業者が、結果、落札業者となった場合、人員や資材を十分に確保できる見込みがあり、工期内に工事を完了することができるか、落札業者に最終確認をする必要がある。</p>	<p>A3        特にない。辞退届の様式も備えている。</p> <p>A5        市に登録されている入札参加資格者名簿の内、入札参加資格を満たす業者が16者で、応札があった業者が6者ということになる。</p> <p>A6        江間グラウンドの山頂になる。地域の事情もあるので、そのように推測はできる。</p> <p>A7        承知した。</p>
<p><b>【審議結果】</b>        適正に処理されていることを確認した。</p>	

<p>(3) 令和4年度 道路橋梁新設改良事業 大210号線改良工事</p>	
質問	回答
<p>Q1 選定業者数が19者いたが、指名業者数は2者となった理由はなにか？</p>	<p>A1 地域内の唯一の道路のため、通行止めができず、狭隘な道路にもかかわらず片側交互通行で工事を施工せざるを得ない場所である。そのため、現地に精通している施工箇所周辺業者のみが手を上げたと推測される。</p>
<p>Q2 格付基準や格付別の発注基準金額の表等の資料を提供いただきたい。</p>	<p>A2 承知した。</p>
<p><b>【審議結果】</b> 適正に処理されていることを確認した。</p>	

(4) 令和4年度 公共下水道整備事業 長岡他汚水管きょ更生工事	
質問	回答
<p>Q1</p> <p>毎年行われている工事だと思われ、毎年、本案件の落札業者が受注している記憶があるが、過去に受注している業者はわかるか？</p>	<p>A1</p> <p>令和元年から更生工事が始まった。昨年、一昨年ともに異なる業者が受注した。本案件の落札業者は、市内の定期的な管きょの清掃を請け負っている。</p>
<p>Q2</p> <p>この工事はスポット工事であるか？</p>	<p>A2</p> <p>市のストックマネジメント計画に基づき、工事を実施している。以前は管を入れ替えるという工事だったが、現在は長寿命化を図るという意図から、既存の管を生かしながら工事を行う手法となった。平成24年に市の長寿命化計画を策定、平成25年から平成29年に調査を実施し、緊急度の高いものから工事を実施している。</p>
<p>Q3</p> <p>不落随契になった理由は何か？</p>	<p>A3</p> <p>材料の単価については、見積りを5者から徴取し設定した。それ以外については、積算基準書に準じている。積算が難しかったという認識ではないと思われる。ただし、実際の施工方法は、市が設計した施工方法と異なる。適正な工法として認められている工法だが、指定した工法とは異なり設計上の単価は高い。また、施工場所が宿泊施設に通じる坂道であり、迂回路がない。宿泊施設との調整が容易でないことや、近隣住民からのクレームが想定され、現場条件が悪いことも影響しているのではないかと推測される。</p>
<p>Q4</p>	<p>A4</p>



<p>入札に応じる業者は、応札前に現地を確認するか？</p>	<p>確認する。</p>
<p>Q5 同様の工事の入札で、不落随契は今まであるか？</p>	<p>A5 令和3年度実施の更生工事は工法が異なるため、令和2年度の管きょ更生工事になるが、設計価格が749.1万円に対し落札価格748万円で、落札率99.85%とかなり設計価格に近似していた。今回の入札では、当時に比べると材料費や人件費が上がっているため、それも不落に影響した可能性があると思われる。</p>
<p>Q6 こういった工事は、利益があまり出ないということか？</p>	<p>A6 利益については定かではないが、経費率は高いので、そのようなことはないと思う。</p>
<p>Q7 今後、同じような工事を予定しているか？今回、不落随契だったため、何を見直すか検証した方がよい。</p>	<p>A7 同様の工事は、しばらく続いていく。市として安い工法を選択して業者に設計を委託したが、どの工法を選択すべきか検証したい。</p>
<p>Q8 設計は外部に委託したか？</p>	<p>A8 当初の設計は業者に委託したが、今年度、単価の見直し等、最終的に市にて精査し設計を組んだ。</p>
<p>Q9 設計を組むにあたっての見積りは、入札参加業者からとったわけではないか？</p>	<p>A9 参考見積りは、入札参加業者とならない材料屋からとった。</p>
<p>Q10 市にて材料屋から材料の単価の見積りを取得することが</p>	<p>A10 近年の材料高騰の影響もあり、毎年、年度当初に材料屋から見積りを取得するようにして</p>

<p>あるということか？</p>	<p>いる。</p>
<p>Q11 すべての業務で、単価を見積もっているか？</p>	<p>A11 本案件に関しては、特殊工事だったため、見積りを取得した。 国や県が示している公共の単価があり、改定されている。ただし、特に今年は顕著だが、物価の高騰が激しく公共の単価の改定より市場価格の方が伸びているため、見積りを取得することもある。</p>
<p>Q12 以前、ナイター設備の取替工事があり、落札率が低く設計価格をどのように設定したか気になった。LEDの見積りは取得しているか？余った予算を他の工事に流用できる等、良い傾向ではあると思うが。</p>	<p>A12 LEDは価格を把握するのが難しく、見積りを基に設計しても、応札額が低くなる。LED等の単価は公表されていないため、価格が的確に掴めないのが実情である。また、低く応札することができたのは、現場に近い工事を複数請け負っていることや、材料の在庫がある等、経費を圧縮できるような特殊事情があったためではないかと推測される。低落札率については、ダンピングに注意していきたい。</p>
<p>できれば不落随契がない方がいいと思う。設計をしっかりと行って、業者が納得できるような入札を執行していただきたい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>Q13 反転・形成工法は、既設の管の内側に設置するとのことだが、素材は何になるか？また、耐用年数はどれくらいか？</p>	<p>A13 素材は、ゴムのようなポリエステルである。耐用年数は、20年前後と言われているが、現場条件による。既存の管に入り込んだ木の根等を処理し、既設管の内側から材料を膨らませて設置する。これにより流れが良くなり、断面が狭くはなるが、処理能力に影響はない。</p>

**【審議結果】**

適正に処理されていることを確認した。

(5) 令和4年度 行政無線維持管理事業 デジタル移動無線半固定局空中線修繕	
質問	回答
<p>Q1 防災行政無線のシステムは、すべての自治体で同じシステムとなっているか？</p>	<p>A1 近隣の市町は同じシステムだと認識している。</p>
<p>Q2 新設は後山公民館のみで、大仁中学校等、他の施設については移設か？</p>	<p>A2 大仁中学校及び葦山中学校は、既存の設備を撤去し、新たな設備に交換し設置場所を変更した。守木公民館は既存の設備を移設、後山公民館は新設となる。</p>
<p>Q3 作業は何人工か？</p>	<p>A3 4人工ぐらいだと記憶している。</p>
<p>Q4 新設した後山公民館の材料費はどの程度か？</p>	<p>A4 直接工事費で21.6万円となっている。</p>
<p>Q5 一者随契については、関連している工事、例えば道路工事に合わせ、下水道のマンホール工事等も同じ業者と契約するということは、ある程度理解はできる。本案件は、一者随契で落札率が100%であるが、他の一者随契は落札率が100%ではない。一者随契における契約手順の説明をお願いします。</p>	<p>A5 市で公共の単価等による設計ができない場合は、事前に業者から参考見積りを取得する。それを参考に設計を組むが、この際に公共の単価等が利用できるところについては、改めてそれらを適用する。設計を組んだ後に、正式な見積りを依頼し、見積りを開封する。特殊な工事で公共の単価等が利用できない参考見積りにより設計した工事については、本案件のように落札率が100%となることもある。一者随契は、その業者しか実施できないといった特殊な契約であり、特例中の特例である。契約室としても注視しながら、厳正に進めている。</p>

<p>Q6 設計価格を超える見積りだった場合、どうなるか？</p> <p>Q7 参考見積りで見積価格が100万円であり、市にて精査し設計を組んだら95万円になった。正式な見積り合わせで見積額が100万円だった場合は、契約が成立しないということでしょうか？</p> <p>Q8 測量や設計業務の委託で、参考見積りを取得し、その参考見積額がそのまま設計価格になることがあると思われるが、参考見積りを取得した業者が落札するということはあるか？</p>	<p>A6 参考見積りを取得した時点で、こちらの意図している内容か、適切な単価か等、ある程度精査しているため、一者随契で設計価格を超えるケースはあまりない。</p> <p>A7 そのようになる。</p> <p>A8 一者随契であればそのようになるが、競争となると過去の事例はすぐにはわかりかねる。</p>
<p><b>【審議結果】</b> 適正に処理されていることを確認した。</p>	